

「実質化された人・農地プラン」の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年6月27日

美深町長 草野孝治

記

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
美深町	美深地区 （南、東栄、敷島、富岡、吉野、斑溪、西紋、川西、玉泉、恩根内）	令和5年6月27日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4,905.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3,237.0 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	234.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	167.6 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	389.0 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

当該地区の現状は、農業者の高齢化が進んでおり、今後5年、10年先を見据えて、後継者の確保及び地域内の中心経営体等による農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基本的には、美深地区を形成する各地域の営農集団のあっせんにより担い手への農地の集約化を図っていくが、必要に応じて全町を範囲とした利用調整や農地中間管理事業の活用により、耕作放棄地など利用のない農地が発生しないよう対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- ・担い手への農地の集約
地域内の中心経営体だけでは維持管理が困難な農地が生じた場合は、全町的な農用地利用調整を図り、担い手への農地の集約化を推進する。
- ・後継者不足対策と新規就農者支援
町が施策として実施する農業後継者、新規就農者に対する支援策を継続、充実し、JA等による営農指導により、営農技術向上と経営の安定化を図る。
- ・スマート農業の推進
農業従事者の減少や高齢化による労働力不足と規模拡大に対応するため、スマート農業の推進による省力化と経営所得の安定化に取り組む。